

2010年12月9日 全7頁

特定支出控除拡大でも税負担軽減者は少ない

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

政府税制調査会で検討されている特定支出控除の改正案の分析

[要約]

- 特定支出控除は、給与所得者が支払った「特定支出」の金額が給与所得控除額を超える場合、その超える分の控除を認める制度である。政府税調は、(1)「特定支出」の範囲を拡充し、勤務必要経費(書籍費・被服費・交際費等、ただし計65万円以内)、弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費を含めること、(2)特定支出が給与所得控除額の1/2を超える分について控除を認めること、を検討している。
- 改正案が実施されても、勤務必要経費(書籍費・被服費・交際費等)があるだけで、税負担が軽減される可能性があるのは、年収380万円以下の者に限られる。
- 例えば年収600万円の者が特定支出控除を利用できるケースは、改正案のもとでも年間87万円以上(うち25万円以上は「勤務必要経費」以外の費用)の「特定支出」が必要であり、相当に高額な資格取得費を支払っているケースなどに限られる。
- 仮に特定支出控除制度が政府税調案のように拡充されたとしても、それによって税負担が軽減される者はかなり少ないものと考えられる。

1. 特定支出控除・給与所得控除制度の現状

- 「収入」から必要経費を引いた金額が所得税法上の「所得」となる。「所得」から基礎控除や扶養控除などの所得控除を差し引いた「課税所得金額」に税率をかけて所得税額が求められる。
- 給与所得者については、原則として必要経費は収入に応じて「給与所得控除」として以下の算式で算出される。

図表1 給与所得控除額の速算表

収入金額		給与所得控除額
	162.5万円以下	65万円(最低保証額)
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超		収入金額×5%+170万円

(出所)所得税法をもとに大和総研制度調査課作成

- 給与所得控除額は、収入が162.5万円以下の場合は65万円の最低保証額となる。収入が162.5万円超の場合は、収入に応じて定められた割合で給与所得控除額が算定され、その割合は年収が増加するにつれ40%から

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。レポートに記載された内容等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく修正、変更されることがあります。大和総研の親会社である大和証券ホールディングスと大和証券キャピタル・マーケッツ(株)及び大和証券(株)は、大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。

5%まで減少していく。金額としては、年収が増加するほど給与所得控除額は増加し、上限はない。

- 給与所得を得るために不可欠とされる必要経費と、給与所得控除額とを比較すると、給与所得控除の方が多く考えられている¹。このため、給与所得控除額は、給与所得者にかかる「勤務費用の概算控除」としての位置づけのほか、給与所得者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」という二つの要素を含むものとされている²。
- 実際にかかった「特定支出」がこの給与所得控除額より多い場合は、給与所得控除額に加えて、特定支出が給与所得控除を超過した額について「特定支出控除」として給与所得から控除することができる。
- 武田昌輔監修の『DHCコンメンタール所得税法』では、「この給与所得者の特定支出控除制度は、特定の支出の負担を余儀なくされるサラリーマンの負担を考慮するものとして昭和62年度の改正の際に創設されたものであるが、必要経費の実額控除を認めるものではない。この制度は給与所得の必要経費の概念自体をどう捉えるかは別として、サラリーマンが負担を余儀なくされるような特有の支出の額が給与所得控除額を上回るときは、その上回る部分の金額を控除するものである趣旨の制度であり、従って、控除の対象とされる特定の支出の範囲もサラリーマン特有の支出として限定的なものとなっている」と説明している。
- 特定支出控除制度はサラリーマンの必要経費の実費控除という位置づけではなく、また、特定支出に含まれる支出の範囲が給与所得控除として概算される必要経費の範囲を示すものという位置づけでもないようである。
- 「特定支出」として認められているものは図表2の5点に限定されており、その範囲は極めて狭く、近年の年間利用者数はわずか10名前後で推移している（図表3）。

図表2 特定支出の対象

- ・一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
 - ・転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出のうち一定のもの
 - ・職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
 - ・職務に直接必要な資格（※）を取得するための支出
 - ・単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出のうち一定のもの
- （※）弁護士、税理士、公認会計士などの人の資格で法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされているもの（業務独占資格）を除く。

（出所）通達等をもとに大和総研制度調査課作成

図表3 特定支出控除の利用者数の推移

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
特定支出控除利用者数	9人	13人	9人	7人	6人

（出所）国税庁課税部個人課税課の調べより

¹ 給与所得者の必要経費額について推計したものには、田中修司「給与所得控除の本質と課税最低限をめぐる問題-その改革をめぐる」（1995年）、（旧）政府税制調査会答申「わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択」（2000年）、小林豊「給与所得控除の理論的根拠についての考察」（2009年）などがあるが、これらのいずれも実際の給与所得者の必要経費に対して、給与所得控除額は過大になっていると推計している。

² （旧）政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」（2005年）を参照。

2. 政府税制調査会の特定支出控除拡充案

○2010年11月25日の政府税制調査会では、個人所得課税の見直し案として給与所得控除に上限を設定する一方で、特定支出控除制度を拡充する案が提案された。

○政府税制調査会の特定支出控除拡充案は、以下の図表4に示される。

図表4 政府税制調査会の特定支出控除拡充案

【考え方】

一定額を上回る給与に係る給与所得控除の上限設定に併せ、一般の給与所得者が特定支出控除を選択し易くする観点から、対象の拡大及び特定支出と比較する給与所得控除の限定を行うこととしてはどうか。

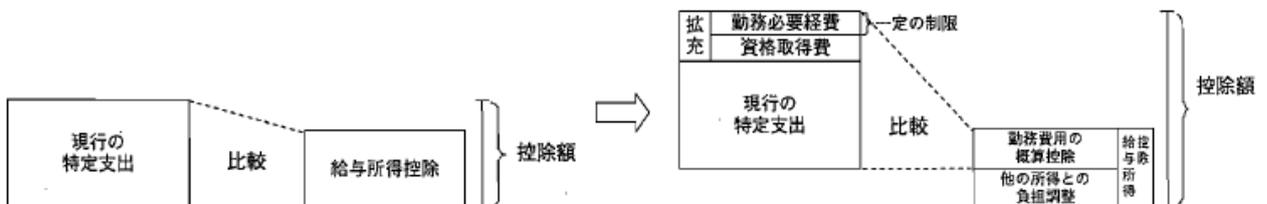
【見直しの方向性（案）】

- 特定支出として以下の経費を追加してはどうか。
 - ・ 弁護士、税理士、公認会計士などの資格取得費
 - ・ 職務に必要な図書購入費、衣服費、交際費、職務上の団体の経費（いわば、勤務必要経費（仮称））

（注）勤務必要経費（仮称）については、家事費との区別が困難な場合が多く、また、高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇することになりかねないことから、総額で65万円を上限とする等の一定の制限を設ける。
 - 給与所得控除を「勤務費用の概算控除」部分と「他の所得との負担調整」部分に分け、各々2分の1と明確化した上で、特定支出控除を使い易くする観点から、特定支出の比較対象となる給与所得控除については、「勤務費用の概算控除」部分としてはどうか。
- （注）給与所得控除を分け、各々2分の1とする考え方は、役員給与に係る見直しの方向性（案）でも同じ。

<現行>

<見直し案>



（出所）政府税制調査会資料

◆業務独占資格の取得費

○現行法令上、簿記検定や英語検定など、独占業務資格とは関係ない資格取得費については、業務の遂行に直接必要なものであれば、特定支出控除の対象になるものと考えられる。他方、弁護士、税理士、公認会計士などの業務独占資格に関する資格取得費については、現行法令上、特定支出控除の対象とされていない。

○例えば、税理士事務所に勤めながら資格予備校に通い、税理士試験の合格を目指している給与所得者がいるとする。この給与所得者については、現行法令上では、資格予備校の受講料等について「特定支出」とすることができない³。

³ 現行法令上、税理士資格取得が職務上求められている場合においても税理士資格取得費が「特定支出」の対象にならない

- 政府税制調査会の案では、「弁護士、税理士、公認会計士などの資格取得費」について、特定支出の対象に含めることを検討しており、上記のような例を特定支出の対象に入れるものといえる。
- 政府税制調査会の案では「弁護士、税理士、公認会計士などの資格取得費」を特定支出の対象としているが、この「など」については、現行法令上特定支出として認められない業務独占資格の資格取得費全般が入るように思われる。
- 主な業務独占資格のうち給与所得者の取得が想定されるものは、以下の図表5のようなものがある。下記18資格の年間受験者数を合計すると、延べ約130万人となる。これらの受験者のうちには自営業者や学生など、給与所得者ではない者が含まれていたり、複数の資格を受験している者が重複して計算されていたりする場合などがある。しかし、それらの分を差し引いても、年間数十万人規模の給与所得者が何らかの業務独占資格を受験しているものと見てよいだろう。

図表5 主な業務独占資格（うち給与所得者の取得が想定されるもの）と年間受験者数

所轄官庁等	資格名	年間受験者数（人）	
厚生労働省	社会保険労務士	55,445	2010年度
	登録販売者	44,788	2009年度
	ボイラー技士	46,144	2009年度（注1）
国土交通省	建築士	78,955	2009年度（注2）
	自動車整備士	48,312	2009年度（注3）
	測量士	2,256	2010年度
	旅行業務取扱管理者	23,247	2010年度（注4）
	宅地建物取扱管理者	186,508	2010年度
経済産業省	不動産鑑定士	1,130	2010年度
	電気工事士	135,270	2010年度（注5）
	弁理士	6,582	2010年度
	危険物取扱者	488,182	2009年度（注6）
財務省	行政書士	67,348	2009年度
	税理士	51,479	2009年度
法務省	通関士	10,367	2009年度
	司法書士	26,958	2009年度
内閣府	公認会計士	25,147	2010年度（注7）
最高裁判所	弁護士	8,163	2010年度（注8）
（参考）上記資格受験者の計		1,306,281	

（注1）特級、1級、2級の計、（注2）1級、2級の計、（注3）登録試験の各科目延べ人数、（注4）国内、総合の計、（注5）1種、2種の計
（注6）甲種、乙種各類、丙種の計、（注7）短答式の受験者数
（注8）新司法試験の受験者数
（出所）大和総研制度調査課作成

- ただし、政府税制調査会の案でも、取得目的によっては業務独占資格の取得費を「特定支出」に入れられない可能性もある。
- 現行法令の考え方は、「職務に直接必要な」費用について「特定支出」に入れるものである。この考え

のだから、もちろん、税務と関係のない業務を行っている一般のサラリーマンにおいても税理士取得費は「特定支出」に含まれない。

⁴ 医師、看護師、薬剤師、理容師、美容師、保育士などの資格は、一般的に資格取得後に就職するケースが多いと思われるため除外した。

方を維持するならば、たとえ業務独占資格について「特定支出」に入れられるものとしたとしても、税務とは全く関係ない業務を行っている一般のサラリーマンが転職や開業のために税理士資格取得を目指す場合については、「職務に直接必要な」費用ではないとして、「特定支出」に入れられないものとも考えられる。

◆勤務必要経費

- 政府税制調査会は「勤務必要経費（仮称）」として、「職務に必要な図書の購入費、衣服費、交際費、職務上の団体の経費」を新たに特定支出の対象に含めることを検討している。
- この勤務必要経費は、「家事費との区別が困難な場合が多く、また、高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇することになりかねないことから、総額で 65 万円を上限とする等の一定の制限を設ける」案となっている。
- 所得税法 45 条は、家事上の経費⁵（家事費）については、不動産所得・事業所得・山林所得・雑所得の計算上、必要経費に算入しないと規定している。給与所得の必要経費の計算においては、現行制度下では家事費について必要経費に算入する余地がほぼないため、所得税法 45 条の対象となっていない。しかし、仮に勤務必要経費を特定支出控除の対象に含めるとした場合は、家事費について必要経費として算入されないようにする法令整備が必要なものと考えられる。

◆給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」に二分

- 政府税制調査会は、給与所得控除を「勤務費用の概算控除」部分と「他の所得との負担調整」部分に分け、各々1/2 ずつと明確化した上で、特定支出の比較対象となる給与所得控除については、「勤務費用の概算控除」部分とすることを検討している。
- 例えば、年収 600 万円の給与所得者の場合、給与所得控除額は 174 万円である。政府税調案では、この 174 万円のうち 1/2 の 87 万円の部分が「勤務費用の概算控除」部分となる。
- この給与所得者の特定支出が 100 万円だったとすると、現行法令では特定支出控除の金額が給与所得控除額を超えないので、特定支出控除は利用できない。一方、政府税調案の下では、特定支出の 100 万円から「勤務費用の概算控除」部分である 87 万円を控除した 13 万円について、特定支出控除を利用できるようになる。

3. 新たに特定支出控除を利用できる者についての検討と考察

- 政府税制調査会の特定支出控除拡充案（以下、新制度案とする）が施行された場合、新たに特定支出控除を利用できる者はどの程度いるのか検討する。新制度案の内容は、以下のものとした。
 - ・業務独占資格の取得費についても、特定支出に含める。
 - ・職務に必要な図書の購入費、衣服費、交際費、職務上の団体の経費などを「勤務必要経費」として、特定支出に含める。ただし、「勤務必要経費」の上限は 65 万円。
 - ・給与所得控除額の 1/2 を「勤務費用の概算控除」部分とし、特定支出の合計額が「勤務費用の概算控

⁵ 正確には、「家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの」

除」部分を上回ったら、上回った額だけ特定支出控除を認める。

- 「勤務必要経費」については、いくら必要経費が発生したとしても、65万円までしか「特定支出」に算入できない。このため、「勤務必要経費」があるだけでは、「特定支出」は65万円までにしかない。
- 年収380万円超の給与所得者は「勤務費用の概算控除」部分が65万円を超える。この場合、「勤務必要経費」がたとえ65万円以上あったとしても、勤務必要経費として控除できる上限は65万円なので、他の特定支出が一定額（以下の図表6）以上ないと、特定支出控除を利用することができない。

図表6 特定支出控除を利用するために、「勤務必要経費」以外で最低必要な特定支出額（単位：万円）

給与収入	A	B	C
	給与所得控除 (現行水準)	「勤務費用の概算控除」部分 (A×1/2)	特定支出控除を利用するために、「勤務必要経費」以外で最低必要な特定支出額 (B-65万円)
200	78	39	0
300	108	54	0
380	130	65	0
400	134	67	2
500	154	77	12
600	174	87	22
700	190	95	30
800	200	100	35
900	210	105	40
1,000	220	110	45
1,200	230	115	50
1,500	245	122.5	57.5
1,800	260	130	65
2,000	270	135	70

(注) 政府税制調査会は給与所得控除額に上限を設ける案を検討しており、現在の案では年収1,200万円超の給与所得者について給与所得控除額が引き下げられる可能性がある。

(出所) 大和総研制度調査課作成

- 「勤務必要経費」が全くなくとも、資格取得費が100万円以上ある場合などは特定支出を受けられることになるが、そのような場合は非常に稀であろう。
- 新制度案の下で特定支出控除を利用できるケースとしては、「勤務必要経費」が上限の65万円かそれに近い額であり、かつ20～30万円程度の資格取得費など他の特定支出の対象となる費用がある場合というのが主なものとなるだろう。

◆設例による検討

- 例えば、年収600万円の給与所得者の場合を考える。この給与所得者が、スーツ代等の被服費に年間20万円、勤務に直接必要な交際費のうち会社から補填されない部分に年間20万円、勤務に直接必要な書籍代・新聞代等に年間20万円、勤務関連の団体の会費に年間5万円をそれぞれ払っており、これらが全て、「勤務必要経費」として認められたとすると、合計65万円となる。
- その上で、さらにこの給与所得者が税理士資格の資格予備校代として年間30万円を支払っていて、その費用が「職務に直接必要な」ものであると認められたとする（注：現行法令の考え方を踏襲すると、「職務に直接必要な」ものと認められるケースは、税理士事務所で勤務している場合等に限られるものと考えられる。4ページ参照）。

○この場合、新制度案の下ではこの給与所得者の特定支出額は95万円ということになり、「勤務費用の概算控除部分」の87万円を上回る8万円について、特定支出控除が利用できることになる。特定支出控除を利用することにより、この給与所得者の税負担が軽減される額は年間1万6,000円程度と考えられる⁶。

◆考察

○上記の例で分かるように、新制度の下でも、特定支出控除を利用できる場合は、「勤務必要経費」として相当に高額な必要経費を支払っており、かつ相当に高額な資格取得費などを支払っている（上でかつその費用が「職務に直接必要」なものと認められる）ケースに限られることになる。

○仮に特定支出控除制度が政府税調案のように拡充されたとしても、それによって税負担が軽減される者はかなり少ないものと考えられる。現行制度の年間10人前後よりは増加するものの、せいぜい適用者は数万人規模（給与所得者全体のうち1%未満）と筆者は予想する。

○逆に考えると、現在の給与所得控除が想定している「勤務費用の概算控除部分」の金額は、実際の勤務費用の金額より相当に大きな金額になっているものといえる。

○なお、職務に直接必要な資格の取得のための⁷補助制度については、雇用保険に「教育訓練給付制度」がある。ほとんどの給与所得者は雇用保険に加入しており⁸、3年以上（初回利用の場合は1年以上）の勤務期間があれば、指定講座の入学金・授業料等のうち20%（最大10万円まで）が支給される。特定支出控除制度の拡充を検討する際には、教育訓練給付制度との整合性も検討する必要があるだろう。

⁶ 所得税率10%、住民税率10%が適用されるものとした。

⁷ 教育訓練給付金の対象となるものは、「雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練」である（雇用保険法60条の2）。税理士、公認会計士、行政書士など多数の「業務独占資格」を取得するための講座が、教育訓練給付金の対象に含まれている。

⁸ 雇用保険の適用除外となるのは、常時5人未満の労働者を雇用する個人事業の農林水産業に限られ、いわゆる「非正規労働者」であっても雇用保険の適用対象となっている（雇用保険法附則2条）。